

第24回石川県地方港湾審議会 報告及び議案書

令和6年7月2日（火）15時30分

石川県庁 行政庁舎 1109 会議室

石川県地方港湾審議会

目 次

1	委員名簿	1
2	審議会議案	2
	七尾港港湾計画の変更	3
3	報告事項	5
	能登半島地震における港湾の被害状況について	6
	金沢港将来ビジョンの策定について	7

1 委員名簿

(敬称略)

区 分	職 名 ・ 氏 名
学識経験者	港湾保安対策機構 理事 山 根 隆 行 ◎
	金沢大学教授 由 比 政 年
	石川工業高等専門学校教授 道 地 慶 子
	金沢大学名誉教授 池 本 良 子
	全日本海員組合北陸支部長 熊 谷 勝 明
	石川県漁業協同組合 前常勤監事 米 澤 千 鶴 子
	白山市女性協議会会長 柳 幸 枝
	金沢商工会議所女性会直前会長 富 久 尾 佳 枝
	七尾商工会議所女性会会長 沢 野 千 穂 子
	七尾商工会議所青年部元会長 小 山 百 代
石川県議会議員	石川県議会議員 和 田 内 幸 三
	石川県議会議員 下 沢 佳 充
関係行政機関の職員	北陸地方整備局長 高 松 諭
	金沢海上保安部長 福 井 明 裕
	七尾海上保安部長 辻 井 道 伸
	大阪税関長 大 内 聡
	北陸信越運輸局長 佐 橋 真 人
調査審議の内容に応じて 委嘱する委員 (条例第6条)	金沢市長
	七尾市長
	(株)金沢港運社長
	七尾水先区水先人会 会長

◎会長

2 審 議 会 議 案

港 第 90 号
令和6年6月26日

石川県地方港湾審議会

石川県知事 馳 浩

第24回石川県地方港湾審議会諮問案件について

石川県地方港湾審議会条例第3条の規程により、下記案件を第24回石川県地方港湾審議会に諮問します。

記

議 案 七尾港港湾計画の変更

七尾港港湾計画の変更

1. 港湾計画の変更概要

水域施設計画を次のように変更する。

(水域施設計画)

航路

地区名	水深 (メートル)	幅員 (メートル)
津向地区	7.5	100

泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
津向地区	7.5	6

専用ふ頭計画を次のように変更する。

(専用ふ頭計画)

ドルフィン

地区名	公共用又は専用	水深 (メートル)	バース数	用途
津向	専用	7.5	1	専用

地区名	施設	対応
津向	岸壁	廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 理由

住友大阪セメント(株)より、所有・管理する七尾港津向地区の専用ふ頭について、セメント船の大型化に対応するため、計画水深 6.6mから 7.5mに変更要請があったことから、今回、7.5m化に必要な係留施設の変更、航路及び泊地の追加を港湾計画に位置付け、能登半島地震からの復興に向け、セメント資材の安定供給を促進していくこととする。

七尾港 港湾計画変更の概要

<概要>

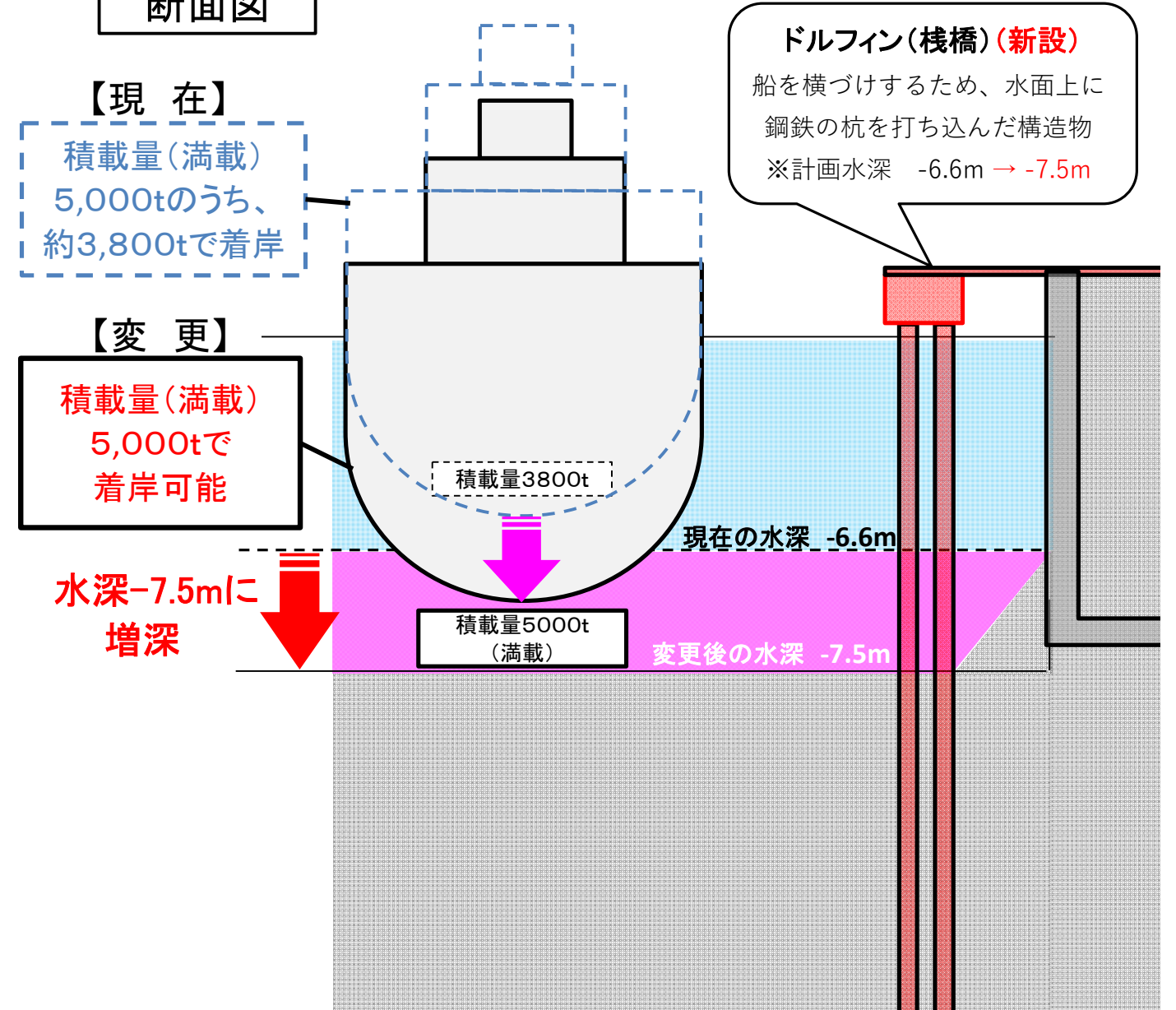
住友大阪セメント(株)より、所有・管理する七尾港津向地区の専用ふ頭について、セメント船の大型化に対応するため、計画水深-6.6mから-7.5mへの変更要請があったことから、

今回、-7.5m化に必要な**係留施設**(船を横づけする構造物)の変更及び、**航路**(航行するための通路)及び**泊地**(岸壁前面の水域)の追加を港湾計画に位置付け、能登半島地震からの復興に向け、セメント資材の安定供給を促進していくこととする。

平面図



断面図



3 報 告 事 項

能登半島地震における港湾の被害状況について

金沢港将来ビジョンの策定について

(能登半島地震の概要)

- ・発生時刻 令和6年1月1日16時10分頃
- ・震源地 石川県能登地方（震源の深さ ごく浅い）
- ・地震の規模 マグニチュード7.6（最大）
- ・被害の状況 死者260人（うち災害関連死30人）
住宅被害83,331棟

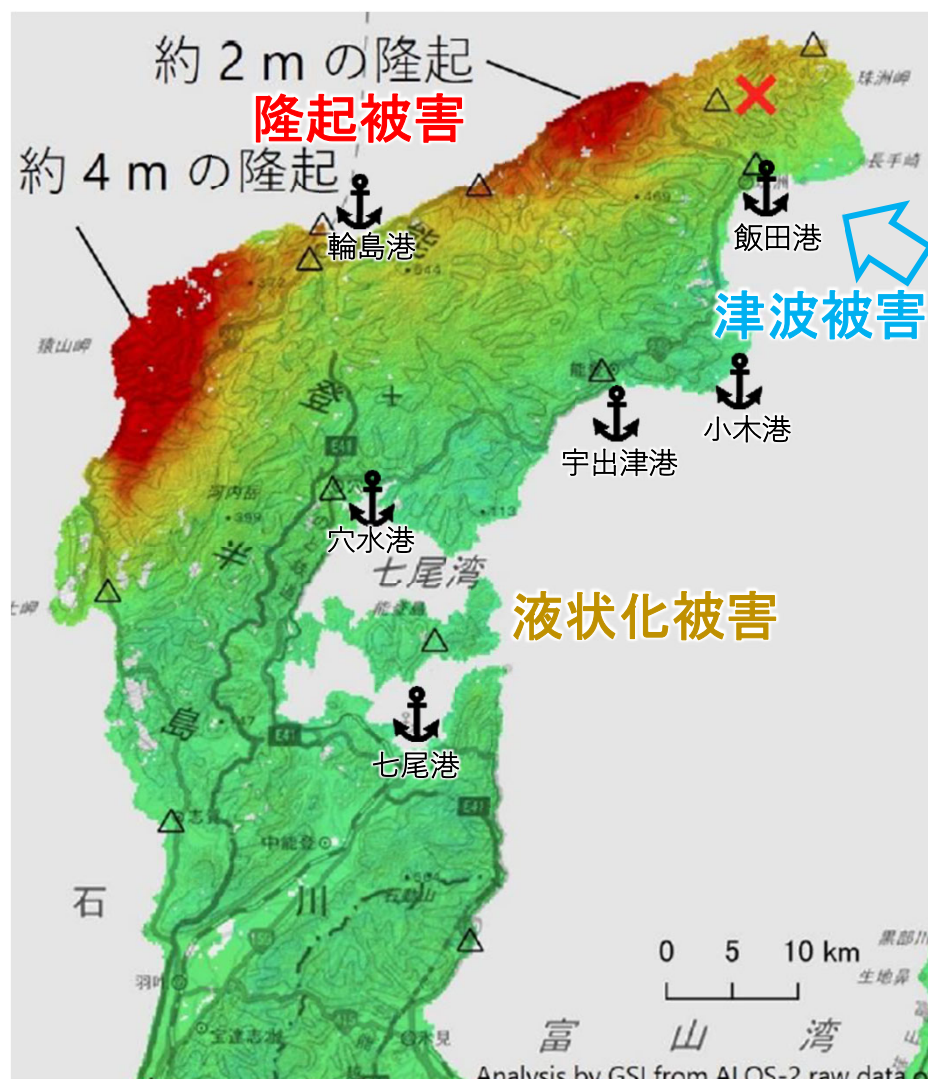
※令和6年6月18日14時 現在

(港湾の主な被災状況写真)



(港湾の被害状況)

県内10港湾で約500箇所以上の被害が発生



外浦側では
地盤隆起による被害

内浦側では、
津波や揺れによる被害
が特徴としてみられた。

また、重要港湾である
金沢港、七尾港では、
液状化による被害
が広範囲に発生した。

宇出津港
穴水港
福浦港
滝港
塩屋港

小木港
道路の陥没

金沢港（液状化）

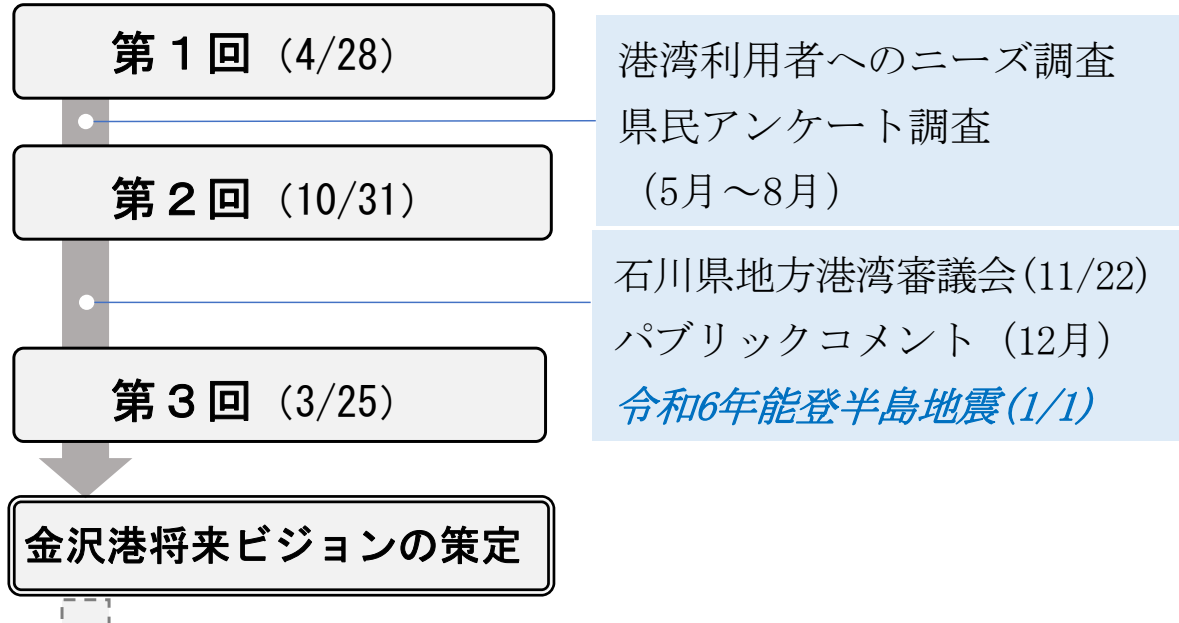
七尾港（液状化）

1. 策定の目的、経緯

コンテナ船の大型化やカーボンニュートラルポートの形成促進など、金沢港を取り巻く環境変化に対応するため、港湾利用者や県民のニーズ、能登半島地震で直面した課題などを踏まえ、長期的視点に立った港の目指すべき姿を描く「金沢港将来ビジョン」を本年3月に策定。

金沢港将来ビジョン検討委員会

学識経験者や港湾利用者、地元関係者などの有識者で構成



2. パブリックコメントの結果

実施期間：令和5年12月1日～28日（1カ月間）

寄せられたご意見 26件（13名）

- 物流** 経済・産業活動のため、早期の沖合展開（大水深化）整備を望む
- 賑わい** 豪華客船の乗客と県民をつなぐイベントや工夫が足りない
- レクリエーション** 金石大野埋立用地の広さを活かした空間を創出すべき
- 安全安心** 海岸環境に影響を及ぼさないよう配慮すべき
- 交通** 金沢港大橋の慢性的な渋滞を解消するため、早期4車線化を望む

3. 令和6年能登半島地震を踏まえた課題

【御供田ふ頭・戸水ふ頭】

岸壁の損傷や背後用地の陥没等の被害が広範囲で発生

【無量寺ふ頭】

被災地の港へ災害支援物資を運ぶ輸送拠点として活用

▶ 港湾施設の強靱化や防災拠点としての役割をビジョンに盛り込む



4. 金沢港将来ビジョンの概要

主な課題	対応方針
① コンテナ船の大型化への対応	コンテナターミナルの沖合展開
② 作業効率が悪く、狭いヤードへの対応	外貨貨物の大浜国際物流ターミナルへの集約
③ 増加するクルーズ船需要への対応	クルーズ船の受入体制の強化と賑わいの創出
④ 2050年カーボンニュートラルの実現	次世代エネルギーの活用促進
⑤ 憩い空間に対する県民ニーズの高まり	海浜公園などの憩い空間の創出
⑥ 魅力ある景観の創出	臨海部における景観形成ルール策定



石川県地方港湾審議会条例

(昭和 49 年 3 月 26 日条例第 40 号)

[沿革] 昭和 50 年 3 月 22 日条例第 25 号、59 年 3 月 27 日第 18 号改正

石川県地方港湾審議会条例をここに公布する。

石川県地方港湾審議会条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 35 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第 2 条 審議会の名称は、石川県地方港湾審議会とする。

(所掌事務)

第 3 条 審議会は、知事の諮問に応じ、七尾港及び金沢港に関する重要事項を調査審議するものとする。

(組 織)

第 4 条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委 員)

第 5 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 県議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 県の職員

2 前項第 1 号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 6 条 臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会 長)

第 7 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第9条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7項 …… 追加〔昭和50年条例25号〕

(幹 事)

第10条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、審議会が選任した者の中から、知事が任命する。
- 3 幹事は会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。

一部改正〔昭和59年条例18号〕

(雑 則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月22日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

石川県地方港湾審議会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、石川県地方港湾審議会条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき石川県地方港湾審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の召集)

第2条 審議会を召集するときは、審議すべき事項をあらかじめ委員（臨時委員を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

(欠席の届出等)

第3条 召集を受けた委員は、事故その他やむを得ない事由により会議に出席できない場合には、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。この場合において当該委員は、代理人を出席させることができる。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第4条 議長は、必要があるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(議事録)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 開催年月日及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 付議事項
- (4) 審議の経過
- (5) 議決の内容

(部会の審議)

第6条 条例第9条第1項に定める部会は、七尾港部会及び金沢港部会とし、会長が特に重要と認める事項並びに各港に共通する議案を除き七尾港、金沢港各々に関する事項を調査審議するものとする。

(幹事会)

第7条 審議会の審議事項を事前に調査研究し、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第1条の2に掲げる港湾計画の軽易な変更事項（以下「軽易な変更事項」という。）を審議するため、幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 軽易な変更事項については、幹事会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 3 幹事会長は、幹事会の会議の経過及び結果を各部会に書面をもって報告するものとする。
- 4 条例第7条及び第8条の規定は、幹事会について準用する。

(庶 務)

第8条 審議会の庶務は、石川県土木部において処理する。

(そ の 他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。